

神奈川歯科大学大学院歯学研究科履修方法等規程

(平成8年4月1日制定)

(目的)

第1条 この規程は、神奈川歯科大学大学院学則（以下「学則」という。）第24条及び第25条に定める履修方法並びに学則第30条に定める課程の修了の要件に関し、必要な事項を定める。

(手続き)

第2条 神奈川歯科大学大学院歯学研究科学生（以下「学生」という。）は、入学したときにコア科目担当教授（以下「指導教授」という。）の指導のもとに許可を得て関連研究科目を選択し、所定の手続を経て神奈川歯科大学歯学研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）の承認を受けるものとする。

2 前項の定めにより承認された科目の履修を止むを得ない理由で変更又は中止する場合は、指導教授を通じて研究科教授会の承認を得なければならない。この場合、同科目の単位は無効とすることがある。

3 社会人特別選抜で入学した学生に対しては、夜間その他特定の時間又は次期において授業又は研究指導を行う等の方法により教育を行うことができる。

(履修状況の確認)

第3条 神奈川歯科大学大学院歯学研究科長（以下「研究科長」という。）は、前条第1項により届出のあったコア科目、関連研究科目の履修一覧表を学年始めに大学院教授会構成員に配布する。

(単位)

第4条 各授業科目の単位数は次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義・演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(履修法)

第5条 授業科目の履修方法は、次のとおりとする。

- (1) 基本科目は必修科目として1年次に履修しなければならない。
- (2) コア科目については、入門1年次、実習I1年次、実習II2年次、演習3年次に履修する。
- (3) 歯学研究者・教育者コースでは、2から4年次に高度口腔科学専門科目から、各学

年 1 科目を選択して履修する。

(4) 高度先進臨床歯科医養成コースでは、2 年次に高度口腔科学専門科目から 1 科目を履修する。さらに、3・4 年次に高度臨床研究科目から各学年 1 科目を選択して履修する。

(5) 高度診療協力専門職養成コースでは、2・3 年次に高度口腔科学専門科目から 1 科目以上選択する。さらに、3・4 年次に高度診療協力専門科目より 1 科目以上を選択し合計 3 科目を履修する。

2 学生は、第 2 学年の前期に指導教授の許可を得て学位論文研究テーマと関連指導教授を決定し、所定の手続を経て研究科教授会の了承を得なければならない。

3 歯学教育者・研究者養成コースおよび高度診療協力専門職養成コースでは、優れた業績を上げ 3 年次で終了することが見込まれる場合は、4 年次履修科目を 3 年次に履修することができる。

4 長期履修学生は、長期履修計画により授業科目を履修する。

5 コースの変更は 2 年次までに 1 回のみ認められ、所定の手続を経て研究科教授会の了承を得なければならない。

第 6 条 次の各号に参加、受講したときは、指導教授が認めた場合に限り第 4 条に定める授業時間数に加えることができる。

- (1) 大学院セミナー
- (2) 研究科教授会が認めた講演
- (3) 神奈川歯科大学学会が行う研究談話会
- (4) 指導教授が認めた討論会、抄読会及び学会発表

第 7 条 時間数は、正規の授業時間数の 1/3 を超えてはならない。

第 8 条 授業科目の成績の評価は、それぞれ授業科目担当教授（以下「担当教授」という。）が受講修了と認めた学生に対し筆記試験、口頭試験及び研究報告等により科目担当教員が毎学年末に認定する。

2 担当教授は毎年 3 月末までに成績を研究科長に提出し、研究科教授会の承認を得なければならない。

3 成績は、優（100-80 点）、良（79 - 70 点）、可（69-60 点）、不可（59 点以下）とする。

附 則

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 10 年 6 月 9 日から一部改正実施する。

この規程は、平成10年7月21日から一部改正実施する。

この規程は、平成12年3月7日から一部改正実施する。

この規程は、平成23年4月1日から一部改正実施する。